

# 相国寺所蔵「後水尾天皇像 幸仁親王筆」について

本 多 潤 子

## はじめに

京都の臨濟宗の禪寺で、京都五山第二位の相国寺に、近世前期の文化に多大な足跡を残した後水尾院（一五九六〜一六八〇）の御影が伝来している。後水尾院は第一〇八代の天皇で、寛永六年（一六二九）に讓位した後、四人の子が天皇に即位した間、ながく院政をしき、近世前期の古典復興の氣運の中心にあつて文化を担った人物である。当時の相国寺には、後水尾院の外戚筋にあたる鳳林承章（一五九三〜一六六八）がおり、両者の交流は、寛永十二年（一六三五）から寛文八年（一六六八）までの三十余年に鳳林が残した日記、『隔窠記』<sup>1</sup>（鹿苑寺蔵）に詳しい。なお、後水尾院の行状については、熊倉功夫氏や久保貴子氏による研究があり、藤井讓治氏、吉岡真之氏の監修により、実録が刊行されている<sup>2</sup>。また、近年日下幸男氏によつて詳細な年譜もまとめられている<sup>3</sup>。寛永文化の主導者として様々な観点から論じられてきたが、

その宗教活動については、倉光活文氏によつて黄檗宗との関係が、また辻善之助氏によつて讓位後の禪宗信仰の変遷をとらえた論考などがある<sup>5</sup>。

後水尾院はその御影の多さも知られている。藤懸静也氏の論考で複数の御影の存在とその特徴が報告され、その後、是沢恭二氏によつて二十余幅の後水尾院御影の存在が、さらに門脇むつみ氏によつて三十点余現存が確認できることが指摘されている<sup>8</sup>。

本稿では相国寺に残る「後水尾天皇像」の紹介を中心に、近世相国寺の大檀越としての姿に着目した考察を進めたい。なお、御影の名称には「後水尾天皇」とあるが本稿では慶安四年（一六五二）の後水尾院落飾後の事跡が中心となるため、文中における表記は、後水尾院と統一する。

## 一、相国寺所蔵「後水尾天皇像」の紹介

画像1に示したのは、相国寺に伝来する「後水尾天皇像」であ

図1 後水尾天皇像 相国寺藏



る。絹本著色の掛幅装で、本紙法量は縦一一〇・〇糎、横四六・五糎、広く黄斑が点在するものの、大きな損傷はなく状態は良好である。上部には和歌が一首散らし書きされ、下部には老いた僧形の男性の絵姿が描かれ、左下方に款記・印章が確認される。本御影は、相国寺の明治期より書き継がれた什物帳である『常住什具統記』にも、伝来の「後水尾天皇宸影」として載る寺宝である。寺外においては、前述の藤懸氏の論考<sup>9)</sup>において存在が指摘され、兵部卿宮幸仁親王筆で着賛は靈元天皇と伝わることが言及されている。相国寺の所蔵品の展覧会に出陳されたこともあり、着賛が靈元天皇ではなく後西天皇と表記されることもあったが、筆者は後述の箱書きなどから靈元天皇賛との立場をとる。<sup>11)</sup>

まず図様を確認する。画面下部には剃髪し、白衣の上に薄手の直綴をまとい、掛羅（から）と呼ばれる黒の方形略袈裟を着けて

座す、略装の老いた法体の人物が一人描かれている。高麗緑の上畳に縹緗緑の茵を敷いて座しており、腰から下の薄衣は左右に大きく流れ、衣の間からはその下に着用している白衣がのぞく。その容貌や掛羅をかける服装は現存する後水尾院の落飾後の御影のうち最も知られている、泉涌寺などが所蔵する、代表的な作品の絵姿と共通する。それらは後水尾院の子である堯想法親王（一六四〇～一六九五）が容貌を描き、狩野探幽が衣を描いたとされる泉涌寺般若三昧院寄進本を祖型とする系統の御影である。

般若三昧院本系統と相国寺本の大きく異なる点は、その持物である。般若三昧院系統では、後水尾院の両手は何も持たず、膝の上に置かれている。そしてその右手側の上畳から茵にかかるように末広扇が置かれる。この末広扇は相国寺本にはみられない。一方、相国寺本では両手が衣の袖の中にあつて描かれず、左袖から水晶の数珠を手前に垂らしている点特徴である。後水尾院の生前に描かれた御影を相国寺本の祖型とみなし、その記録を確認すると、相国寺本の特徴は生前に描かれた特定の御影ではなく複数の御影作成時の記述にみられる。まず、数珠を持つという特徴は、『隔賞記』万治元年（一六五八）閏十二月十八日の条にみられる。

内々被 仰付、法皇 御影今日衣紋模様可被仰付、予着九條道具、可申之旨、仰也。雖然、予道具衣於北山、有御座之由、申上。則相国寺江申遣、可被借寄之旨、依 仰、而俄彦

首座迄申遣、於豊光寺仁東堂、而道具衣九條・坐具・珠数借寄。予着道具、出御前、御座次可座之由、仰、令安座也。愛宕中将召遣、畫圖可寫之旨、被仰付也。一人而不成、絵師兩人斗景間迄呼、予亦至斗景間、着道具九條、令安座。則平兵衛、源兵衛、愛宕中将三人之畫師令畫圖也。其間二時斗也。自奥、以似而非、被仰出、移刻、可草臥、此御菓子被下、御茶亦可服用之旨、仰也。辱奉頂戴御菓子也。初更時分相濟、絵奥畫江差上、而令退出也。

(内々仰せつけられし法皇御影、今日衣紋模様仰せ付けらるべく、予は九条道具着し申すべき旨仰せなり。然りと雖も承章は道具衣北山に御座有るの由、申し上ぐ。則ち相国寺へ申し遣わし、借り寄せらるべきの旨、仰せに依り、俄かに彦首座まで申し遣わし、豊光寺仁東堂に道具衣九条、坐具、数珠を借り寄せ、予は道具を着し、御前に出で、御座の次に座すべきの由、仰せられ、安座せしむなり。愛宕中将を召し遣わし、画図を写すべき旨、仰せ付けらるなり。一人にては成らず、絵師兩人を斗景間まで呼ぶ。予また斗景間に到り、道具九条を着し、安座せしむ。則ち平兵衛、源兵衛、愛宕中将三人の画師に画図せしむ、其の間二時計なり、奥より以て似而非と仰せ出さる、移刻、初更時分相濟み、絵を奥へ差し上げ、退出せしむなり。)

この御影作成時、仙洞御所で鳳林は院にかわり九条袈裟を着け数

珠を持ち、その姿を愛宕中将、つまり愛宕通福(一六三四)九(九)に描かせている。その後、鳳林は通福とともに仙洞御所の時計の間に移り、絵師二名も加わった上で御影の作成が進められた。なおこの時鳳林は九条袈裟、持物を北山の鹿苑寺においてきってしまったため、急遽相国寺より取り寄せて着用している。本来着用する予定であった鹿苑寺にあった鳳林の九条袈裟がどのようなものであったかは、この時の御影の所在が確認されていないため不明である。しかし、鹿苑寺には、承応三年(一六五四)十二月二十六日に鳳林が後水尾院より拝領した金襴の九条袈裟が伝来しており、かつては坐具も備わっていたという。鳳林が院の御影のモデルとなるにあたり、それ以前に拝領したこの法衣を念頭に置いて着用する衣を決めた可能性もあり、貴重な同時代資料である。

次に、薄衣に掛羅を着すという特徴は、『隔蓑記』寛文四年(一六六四)六月二日条の御影作成の記述にみられる。

於法皇、而被召狩野探幽法印、而御壽影被仰付。其故、予可致伺候之旨、昨日被仰出故、飯後、令院參也。御壽影之段々被仰聞也。探幽伺公仕、予具申渡也。御面鉢者内々妙法院宮堯想法親王被圖之也。御薄衣・黒掛羅、御座御茵也。茵之上、未廣御扇有之也。大形出来之節、予令退出也。

(法皇に於て、狩野探幽法印を召され、御壽影仰せ付けら

る。其の故は、予伺候致すべき旨、昨日仰せ出されし故、飯後、院参せしむ。御寿影の段々仰せ聞かざるなり。探幽伺公仕り、予具に申し渡すなり。御面体は内々妙法院宮堯恕親王これを図されしなり。御薄衣・黒掛羅、御茵に御座なり。茵の上、末広御扇これ有るなり。大形出来の節、予退出せしむなり。

ここで記された、「御薄衣・黒掛羅、御座御茵也。茵之上、末広御扇有之也。」という特徴は、末広扇以外が相国寺本にもあてはまる。この記事の堯恕法親王と探幽による御影は、前述の泉涌寺般若三昧院寄進本であり、多くの院の御影がこの図様を踏襲していることは、先行研究からも明らかである。堯恕法親王の他、林丘寺宮光子内親王（一六三四～一七二七）、一条院宮真敬法親王（一六四九～一七〇六）など、院の子達が描く御影はこの図様を踏襲する。そして相国寺本は院の孫である幸仁親王の手によることを考えると、当然これらの御影を祖型としていたことがうかがえる。

なお、この御影に描かれた掛羅は、後水尾院が落飾した頃から常用でまとっていることが確認できる。『隔笈記』慶安五年（一六五二）五月十六日条には、後水尾院が勝負事で着衣を振舞うことがあり、鳳林は院が着用していた御衣と掛羅を拝領し、その場で着ていた衣を脱いで拝領の品をまとい、喜びを表していたことが記されている。このように、掛羅は実際に院が落飾後によく着

用していたものであった。

さらに、この相国寺本のように、院の御影に末広扇以外の持物が加わる作例は他にも確認できる。堯恕法親王の筆と伝わる、妙法院所蔵の御影、そして泉涌寺所蔵の長樂寺旧蔵御影などが、扨子を持つて描かれる。院の崩御後に作成された土佐光起が描いた萬福寺所蔵の御影には、右手に扨子、左手に数珠が描かれている。数珠は相国寺本にも描かれるが、玉の数、大きさ、素材等は異なっており、類似性はみとめられない。相国寺本に描かれた数珠の形状は萬福寺光起本よりも、後水尾院の息子靈元院の法体で描かれた御影、高松宮家伝来禁裏本の「靈元天皇像」の左手に描かれる数珠に似る。

相国寺本の画面左下、上畳の下方には、「兵部卿幸仁親王謹圖之（印）」と記されており、御影を描いた人物がわかる。幸仁親王（一六五六～一六九九）は、第一一代天皇、後西天皇（一六三八～八五）の皇子であり、後水尾院の孫にあたる。有栖川宮家の四代目で、寛文十年より元禄十年まで兵部卿をつとめた人物である。是沢恭二氏により、現存する後水尾院像のうち、院存命時に描かれた御顔は、皆院の近親の親王達の手によるものであることが指摘されているが、崩御後に描かれた相国寺本もまた、その孫の親王の手によるもので、近親の皇族が染筆するという先例にのっとっていたことがうかがえる。

この幸仁親王と相国寺の関係は深く、相国寺の塔頭、瑞春院の第六世、天啓集仗（？～一七一六）が親王の外戚にあたる。天啓

集仗は公家の出身で清閑寺共綱の第三子であり、親王の母の兄弟であった。『萬年山聯芳録』の天啓集仗の条には、「有栖川幸仁親王外戚、嘗稟請親王、仮台翰写 後水尾上皇宸影、且奏請 靈元天皇勅讚、納之本山宝庫、元禄十二年十二月七日也」とあり、天啓集仗が後水尾院の御影を幸仁親王に請うたことが書き記されている。相国寺にはこの御影以外にも、天啓集仗を介して幸仁親王より皇室ゆかりの品が奉納されており、親密な関係にあった。

さらにこの相国寺の御影は、絵姿が描きあげられた後に、院の息子である第一二代天皇、靈元天皇（一六五四～一七三二）に勅讚を請うたことが『萬年山聯芳録』記されており、これが上部の和歌讚と考えられる。

この相国寺本の上部には、二枚の色紙を模した色紙形が描かれており、二枚の色紙にまたがるように和歌が一首、「時ありて／はるしり／そむる／一花／に／見よ／ひと花／も／咲のころ／かは」と散らし書きされている。和歌の大意は、「時が来て、春を知り咲いた一花よ、見よ、ひとつとして咲き残ることがあるだろうか（いや、散るといふことも知ったため、皆散っていくのだ）」という意であろう。『古今和歌集』春上【四十九】の紀貫之の詠歌、「今年より春知りそむる桜花散るといふことは習はざらなむ」を本歌とする。貫之が今年初めて咲いた花に対して、散ることを習わないで咲き続けてほしいと詠ったのに対し、咲き残ることなく、散ってゆくさまを詠んでいる和歌である。

この詠歌は『後水尾院御集』に所収されており、後水尾院の詠

と知られる。『御集』では、詞書に「御影をかかしめ給ひて色紙の形にあそばし付けらる」としてこの詠歌を含む三首、

うしやこのみやまがくれに朽木がきさても心の花し句はば  
時ありて春しり初むる一花に見よ人はなもさきのころかは  
身はかくて又も来ぬ世に水荃の跡だにしばしとどめんもうき

が列記されている。現存する後水尾院御影の上部色紙形に書かれた和歌はこの三首が主である。ここから、後水尾院の子世代、孫世代の皇族達が後水尾院像に着讚する際は、後水尾院の生前の行いに倣って、院が自讚として御影に付した和歌を記すことが規範となっていたことがうかがえる。

## 二、箱書と文書資料にみる拝領の経緯

### i 箱書の翻刻

次に箱書を確認する。相国寺所蔵の「後水尾天皇像」は二重箱におさめられている。外箱は黒漆の箱に朱漆で箱書がなされている。外箱、内箱とも、蓋表には、「後水尾院尊像 相国寺常住」と記されており、相国寺本坊に伝来した。そして両箱蓋裏書から絵姿とその上部の和歌讚拝領の経緯が判明する。まず内箱の蓋裏上部には、「御讚 後水尾院御製／寛文皇帝宸翰」とあり、上部の和歌讚が後水尾院詠歌で、その和歌詠を「寛文皇帝」、つまり

寛文年間に在位していた後水尾院の息子である後西天皇か靈元天皇が筆書いたものであることが記されている。箱裏下部には三行書で、「一品式部卿幸仁親王寫照前代住持天啓和尚以／元禄五年八月十五日奉安十二年臘月七日 賜此／御書事見于記 住山小比丘祖縁謹誌（印）」とあり、天啓集仗が元禄五年（一六九二）に幸仁親王より後水尾院の御影をいただき、その後元禄十二年（一六九九）に上部の和歌讚を天皇より賜ったことがわかる。元禄十二年の時分には後西天皇は既に崩御しているので、この内箱裏書の寛文皇帝は靈元天皇を指す。これは前掲の『萬年山勝芳録』の拝領の記述とも一致する。

この箱書を記したのは、当時の相国寺の住持、第一〇三世の別宗祖縁（一六五八―一七一四）であり、外箱の箱書もまた別宗による。その外箱蓋裏には、朱漆の長文で相国寺と後水尾院のかかわり、そして崩御から時を経て御影を拝領した経緯が詳細に記されている。以下にその翻刻を記す。

大雄世尊之法東漸以降雖隆替有時雲山付屬恒在國王大臣凡方州列邑名區奧壤莫不崇建精廬塔廟捐金振廩以供養三寶亦欲解佛之言行佛之行以契夫寶覺明妙之心而緣竊惟／後水尾帝萬機之暇傾信佛乘留意宗門 遜位之後時徵我本源國師旣叔老漢咨法要累 命對 御陞座說法克稱 聖旨特延老漢為師祝髮粟戸羅受衣孟廻上安法名曰 圓淨／上皇尊稱為 太上法皇籍此撰地於吾山重剎大寶塔金碧焜煌猶天降而地涌也而函 御髮

玉函于其中副以 宸筆之寶篋印陀羅尼經一軸二中藏設利羅數顆青白間錯其光燁然建落其成鳳林雪岑二禪師與老漢齊奉／勅慶讚 中使臨筵冠冕雲擁天樂鏗鏘鳳廻緇素咸謂登者闍岬山親逢未散之法會也先是 賜舊殿再構丈室一匣後又一新 開山國師之塔以資金剛壽院神遊矧大書圓明之扁榜金剛壽院四字昭垂金鋪璇題之間典型高古如伏／ 義畫體勢奇逸似神禹碑其慶贊之儀制嚴一如寶塔且 錫經案華緘斗帳卓袱等各若干件諸莊嚴具靡不備給 寵光赫奕震耀今古輦下巨利莫與京者實是不忘付囑者歟是仰稱佛心天子也／法皇登霞天下臣民畢同攀號以我山昭被 殊渥闡象歎歎若喪考妣或圓明塔或寶塔或寢堂各處炳香梵唄上薦以酬 聖恩之萬一自時厥後日祭月祀罔敢怠遑然而未設其 尊像不幾於甚闕典歟粵雲頂堂上賜紫天啓和尚恭請／一品式部卿幸仁親王摹其 尊容 親王肅然手繪身披安陀會手捏摩尼珠梵容堂々 天顏如生傳染鮮潤棹榘鐘美迺奉妥之於本山以慰輿情又欽請于親王暨述臣願獲／太上天皇之御讚讀諸山門以輝罔極 天皇思堯之心未嘗息焉嘉其言之純愨親 御翰墨書一首和歌於其上即遣正三位惟庸卿 賜焉歌乃 法皇自贊之御製也 奎畫雅健精神飛動日晶月光上燭霽漢闔象頂戴任激切／屏營之至當知 王化與真乘同為悠久猶如天地日月萬古而常新猗歟休哉 元禄十二年龍集己卯季冬穀旦 住持小比丘祖縁薰誓首謹誌（印）

## ii 箱書に記された後水尾院の行状

箱書の内容を確認していく。書きだしは、仏法が日本にもたらされ、「後水尾帝、萬機の暇を佛乘に傾信し、宗門に留意す」と、後水尾院が仏法に深く帰依していたことが記される。そして、讓位の後、相国寺の听叔頭暉（一五八〇～一六五八）を師として落飾、法名を「圓淨」としたと続く。さらに、相国寺を「大寶塔」を建立する地と選び、その宝塔の中に「御髮」「玉齒」「宸筆之寶篋印陀羅尼經一軸」「設利羅數顆」、つまり自身の髮、齒、書した寶篋印陀羅尼經、舍利數粒などを納め、盛大な法要を営んだという。また、「舊殿を賜い、丈室一匣を再構す」と、旧殿を相国寺に寄進し、方丈としたこと、「開山國師之塔を一新」、開山塔を再建したこと、「大書圓明の扁榜、金剛壽院の四字」、勅額の「円明」、「金剛壽院」を寄進し、さらに諸々の莊嚴具を納めたことを記す。

この前半に記された後水尾院の行状、つまり相国寺僧のもとで出家し、相国寺に方丈、宝塔、開山塔を寄進したことについては、相国寺に残る他の資料から具体的な時節が確認できる。まず、後水尾院が慶安四年（一六五二）に落飾した折、戒師が相国寺第九十四世で塔頭の慈照院第八世の听叔頭暉であったことは慈照院の所蔵する『慈照院記録』<sup>21</sup>などに記されている。徳川幕府には伝えず、秘密裡に実行されたこの落飾は、鳳林の日記『隔窠記』にも記されていない事件であり、立ち会った公卿も二条康道一人であった。翌慶安五年五月二十三日には、正式に受戒の儀が

行われ、听叔頭暉が再び戒師をとめた。なおその後、後西天皇の御代となり、听叔頭暉が没すると院は嘆き、その功績を讃え、万治三年（一六六〇）に听叔頭暉に国師号、佛性本源国師が授与された。この国師号の勅許の後西天皇宸翰「佛性本源国師諡號勅書」が慈照院に残っており、そこには「太上天皇往年表師資之儀落飾受法名衣孟矣朕今感其德化諡佛性本源国師」と、明確に听叔が太上天皇、つまり後水尾院の落飾の際の師であり、そのため国師号が与えられることになったことが記されている。

次に、御影箱書に記された三層宝塔についても、院の寄進により明暦二年（一六五六）に相国寺に再興されたことが『隔窠記』などから確認できる。出来上がった建物を下賜するのではなく、新たに建てたため、完成まで数年を要した大事業であった。まず、承応二年（一六五三）八月十八日に後水尾院の勅により三層宝塔の立柱がなされる。そして、その翌年の承応三年（一六五四）三月七日に、三層宝塔に本尊大日如来が鎮座する。ところがこの後、本尊が安置されたにもかかわらず、落慶供養までにその後長い年月を要することとなる。それは、途中で息子、第一一〇代天皇、後光明天皇（一六三三～一六五四）が突然の崩御したことによってもたらされた延期であった。

後光明天皇は後水尾院の第四皇子で、十一歳にして即位、数多の後水尾院の子の中でも最も院の期待を背負った人物であった。しかし、承応三年（一六五四）九月二十日痘瘡により崩御する。その時わずか二十二歳であり、十月十五日に泉涌寺にて埋葬され

た。この十月に後光明天皇の弟、後西天皇が踐祚する。そのため、この一年間宝塔事業は進まず、中断を余儀なくされていた。事態が再び動き出すのは年が明暦に改まり、明暦元年（一六五五）末になってからである。十二月、後水尾院より再び相国寺の宝塔について話し合いがされた。十二月二十六日条に寶篋印陀羅尼經を宝塔へ奉納する意向が示され、二十八日に山内でこの件について話し合いがされている。このように再び動き出した宝塔事業は、明暦二年（一六五六）六月十日、十四日などに塔供養の練習をして、十六日に落慶供養を迎えることとなる。

その落慶供養は盛大に催され、その際の記録も『隔莫記』以外に『仙洞懺法并陸座拈香入室記 塔供養并祖塔供養略記』などに詳細に残る。この時、実際には後水尾院の御幸はなかったが、塔の北方東向に「仙洞之御棧敷」が設けられた。また、『仙洞懺法并陸座拈香入室記 塔供養并祖塔供養略記』には、この明暦二年六月十六日の塔供養の折、宝塔内に納められた品が記されている<sup>27</sup>。そこには、後水尾院の落飾の際の髪、院の齒、後光明天皇の髪、仏舍利三粒、宝篋院陀羅尼經などが並んでいる。落飾の二年後に立柱し、納人品に後水尾院落飾の折の髪が含まれていることをあわせると、もとは自身の落飾に伴う発願であったと考えられる。しかし、その途中に後光明天皇の在位中の突然の崩御が重なり、後光明天皇の追善という色合いが濃くなり、後光明天皇の髪の納入もなされたのであろう。なお御影の箱書には、後光明天皇の髪も奉納されたことは記されず、院の髪、齒のみが記されている。

る。

この落慶供養の翌日、鳳林と三名の和尚が仙洞御所の後水尾院と対面している。さらに、宝塔に納めたとされる後水尾院の髪と齒は、境内に現在も「後水尾天皇齒髮塚」として残り、寶篋印陀羅尼經も寺宝として現存する。

そして御影箱書に次に記された、後水尾院より旧殿一字を賜り相国寺の方丈としたことは、宝塔よりも前、明正天皇の時代にさかのぼる。特に寛永十八年（一六四二）の『隔莫記』に詳しい。前年、寛永十七年（一六四〇）三月三日には、来年の内裏造営にともない、旧殿を下賜されることについての話し合いを、鳳林の甥にあたる勸修寺経広（一六〇六―一六八八）と行っている。さらに、翌年寛永十八年（一六四二）三月二十六日には、実際に禁裏の建物一棟を賜ったことが記される。同月二十八日条にも、同様の記述がある。ここから、寛永十八（一六四二）年、寛永度内裏造営にあたり、それ以前の慶長度の内裏の建物を下賜されたうち、禁中の対屋、つまり常御殿の北側の建物の一棟が相国寺へ下賜されたことがわかる。江戸幕府は後水尾院と徳川秀忠の娘との間に生まれた明正天皇のために新内裏を造営したが、この時、旧内裏の建物は取り壊されるか、下賜されており、相国寺も旧殿を賜り、方丈としたのである。この折の下賜を、三月二十六日条に「自仙洞」（仙洞より）とあるように、当時の相国寺側は明正天皇ではなく、後水尾院の意向が働いたものと受け取っていたのである。



箱書には続けて「開山國師之塔」の寄進が記される。こちらは寛文六年（一六六六）に再興された開山塔を指す。こちらの経緯も『隔裏記』、『仙洞懺法并陸座拈香入室記 塔供養并祖塔供養略記』に詳しい。寛文六年（一六六六）五月十日に新始、九月二十七日に立柱、十月三日に金剛寿院尊儀大祥御忌御仏事を行い、十月十七日に金剛寿院尊儀御祠堂料として金百両を下賜し、荘嚴具等も寄進、十一月二十六日に後水尾院より開山堂にかけける勅願用の額字宸翰「円明」「金剛寿院」を賜る。そして翌年寛文七年（一六六七）三月二十三日に、開山塔の慶讃勅会が厳修されたのである。この時、あわせて金剛寿院尊儀台像の開眼供養もとりおこなわれている。『仙洞懺法并陸座拈香入室記 塔供養并祖塔供養略記』には時系列に従って次第が記されているが、その冒頭にこの開山堂建立が金剛寿院追善のためであることが明記されている<sup>31</sup>。金剛寿院とは、後水尾院の息子、八条宮穩仁親王（一六四三～一六五）の法名である。穩仁親王は寛文二年（一六六二）に智忠親王のあとをつぎ八条宮第三代となるが、寛文五年（一六六五）、わずか二十三歳にして薨去する。後水尾院の嘆きは深く、後水尾院の息子、堯想法親王の日記『堯想法親王記』にも相国寺の開山堂が故式部卿宮、つまり穩仁親王のために建てられたことが記されている。この時後水尾院より奉納された開山塔の「圓明」「金剛寿院」の宸翰の額字などの宝物は今も相国寺に伝わるが、これらの寺宝については別稿<sup>33</sup>に記した。

### iii 箱書に記された拝領の経緯と回忌法要

この箱書の後半、拝領の記述と呼応する内容は相国寺の『参暇寮日記』元禄十二年十二月七日条から十二日条にかけて残る。それによると、天啓集仗が公家の竹内惟庸（一六四〇～一七〇四）を介して、仙洞、つまり靈元院の着讀がなされた後水尾院御影を拝領し、一山の衆が集まり拝覧したという記事が残る。同日、別宗祖縁が、そして翌日に天啓集仗が竹内惟庸のもとに御札に赴いている。

なお、内箱の蓋裏書に画像を幸仁親王より賜った年と記された、元禄五年（一六九二）は、後水尾院の十三回忌にあたる。相国寺においても同年八月十九日に後水尾院尊儀十三回御忌が虔修されている。その後も毎年八月十九日に諷経を行い、回忌法要も続けられた。そのうち、安永八年（一七七九）八月十九日の後水尾院尊儀一百年遠御忌の記事を『参暇寮日記』で確認すると、方丈に佛壇が設けられ、相国寺開山夢窓疎石像、狩野探幽の観音像、宝篋院陀羅尼經、そして御影がかげられた。この御影が本品にあたると思われる。また、狩野探幽の観音像は、正保二年（一六四五）に後水尾院より相国寺に寄進されたもので、宝篋院陀羅尼經も後水尾院が宝塔に納入したものである。このように、御影拝領の後の盛大な回忌法要の折には、この御影が後水尾院寄進の宝物とともに拝されており、近世相国寺を形作った人物として後水尾院を尊崇していたさまがうかがえる。

このように、なぜこの「後水尾天皇像」が相国寺に必要とされ

たのかを考えると、箱書や相国寺に残る資料からも明らかのように、伽藍の多くが後水尾院の寄進によって再興され、近世相国寺における最大の檀越であったことが大きな要因であったことがわかる。そして、後水尾院がたて続けに寄進したその動機には自らの早逝した子への追善の想いが深く込められていたのであった。崩御の後は毎年八月に後水尾院忌が厳修されているが、その節目となる年には盛大な回忌法要が営まれた。その際、後水尾院の御影が必要とされたため、寺側から禁裏へ働きかけ、拝領したので本稿で紹介した相国寺所蔵の「後水尾天皇像」なのである。

これまでの後水尾院の研究において、後水尾院の禅宗信仰については、一絲文守・沢庵宗彭・愚堂東寔・竜溪性潜など、五山に属さない林下の僧侶への帰依が知られてきた。一方で、相国寺を含め五山派の僧侶とは、『翰林五鳳集』の編纂に代表されるような、五山文学の伝統を重んじた詩偈を介したものが多い。その中で相国寺と後水尾院の関係もまた、鳳林承章を軸とした文雅の場での交流が着目されてきたが、近親者の追善という行為を介し、改めて、禅林の外護者としての側面が強く浮かび上がってくるのである。なお、箱書に記された寛文七年の開山堂落慶の後、相国寺は新たな堂宇の寄進を受けることはなかった。寛文八年（一六六八）、後水尾院は黄檗宗の龍溪性潜に菩薩戒を受け、翌年には印可を受けている。後水尾院の宗教的な関心が強く黄檗宗へ向かったことが明確に示され、鳳林の遷化も重なり、相国寺と後水尾院の関係はまた新たな段階に移っていくのである。

### 三、眞如寺所蔵の後水尾院像

後水尾院の御影は、相国寺本坊のみならず、塔頭にも伝来する。京都市北区等持院町にある相国寺山外塔頭の眞如寺に「後水尾院像」（図2）が伝わる。

相国寺所蔵の御影とは異なり、上半身のみで本紙法量は縦三十九・八裡、横二十七・〇裡と小ぶりの御影である。黒衣の上には掛羅はみられないが、その容貌は相国寺本を含め他の後水尾院

図2 後水尾院像 眞如寺蔵



像と同様の特徴を有している。箱の蓋表には墨書で「後水尾院尊影 真如寺什」、蓋裏に「後水尾院尊像 獅子吼院宮御筆」と墨書があり、作者が知られる。獅子吼院宮とは、後水尾院の子、堯恕法親王である。堯恕法親王は前述のように院の御影の描き手としては随一の人物である。真如寺への御影が下賜された時期は不明であるが、こちらの塔頭もまた相国寺と同様に、後水尾院の早逝した子への想いが随所に残る寺院である。真如寺は歴代の宝鏡寺門跡の墓所があり、後水尾院の皇女で宝慶寺二〇世、仙壽院宮理昌女王（一六三一～一六五六）が明暦二年（一六五六）に二十六歳で薨去したおりも真如寺の境内に葬られ、墓所となった。『玉鏡寺歴代皇女住職之略記』（相国寺蔵）にその略傳が載る。また、『隔賞記』には他界後の後水尾院の動向が記されており、仙壽院宮追善のため真如寺に堂宇を寄進したことなども確認できる。『隔賞記』明暦二年正月八日条にその薨去が記された後、同年五月六日条<sup>38</sup>に真如寺法堂再建について話し合いがされたことが記される。そしてその年の十二月四日条には法堂が「仙洞御建立」、後水尾院によって寄進されたことが記され、その落慶供養に相国寺一山の僧侶があつまり、法要を執り行ったことがわかる。そしてその法要中に「拈香之前遷座小調経之次仙壽院宮昌長老之小調経有之需西堂焼香也」と、仙壽院宮への調経が組み込まれており、この法堂の寄進が後水尾院による仙壽院宮追善のものであることが明確になっている。さらに四日後の八日条に、真如寺において施食があったこと、それが「仙壽院殿尼宮之小祥忌

相国寺所蔵「後水尾天皇像 幸仁親王筆」について

也」つまり一周忌の法要の一環であることが記されている。

そして寛文二年（一六六二）には後水尾院の仙洞御所の釈迦三尊像が寄進され、法堂の本尊として安置された。なお、真如寺には明暦二年に安置されたという仙壽院宮の木像も後水尾院寄進の法堂に現存するが、その修復の折、中に約一〇〇枚に及ぶ墨書が発見され、仙壽院宮供養のため、自筆のものを納入したのでないかと指摘されている。早逝した子の追善のため、寺院に子の木像と、木像を安置する堂宇を寄進する行為は、金剛壽院早逝の折に本山相国寺に開山堂を寄進し、木像を安置したことで共通する。

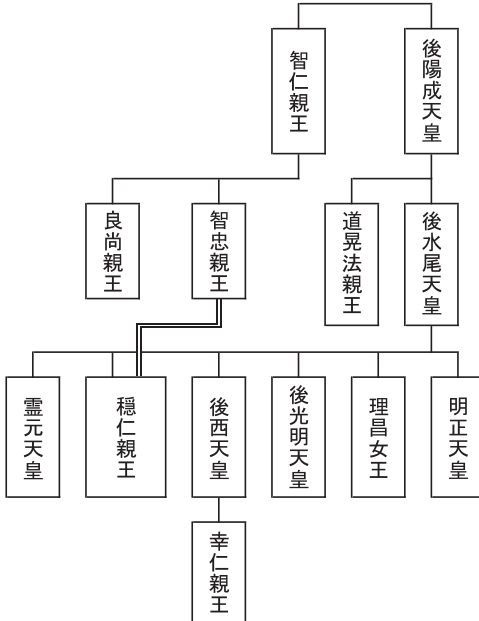
さらに、真如寺に残る明治から大正にかけての写真の中には、本御影を掛けて法要をしたと推測できるものも残っている<sup>40</sup>。それが後水尾院の二〇〇回忌の法要であるのかは不明であるが、院が外護した寺院に御影が残り、法要がとりおこなわれていたことがここにも確認できる。本山相国寺と同様、早逝した子の木像を安置し、堂宇をたて、様々な寄進を行って供養をした寺院に、院自身の御影が残り、院の回忌法要がなされたことが真如寺の事例からもうかがえるのである。

#### まとめ

以上、相国寺に伝来する「後水尾天皇像」は、有栖川幸仁親王が、祖父の後水尾院の御影を描き、その上部の色紙形に、靈元院

(後水尾院皇子・幸仁親王の叔父)が後水尾院詠歌を着讀したものである。御影の描き方や和歌書は後水尾院存命時に作成された自讃像の手法が踏襲されており、後水尾院の御影が子孫によって模されていく際の規範の存在がうかがえる。さらに、箱書や相国寺の記録から、詳細な拝領の経緯が明らかとなっており、檀越となった貴顕への寺側の対応も確認できる、貴重な遺例といえよう。

参考 後水尾院略系譜



注

- (1) 赤松俊秀氏の校訂により翻刻が出版されている。『隔婁記』鹿苑寺 一九五八年
- (2) 熊倉功夫氏『後水尾院』朝日新聞社 一九八二年  
久保貴子氏『後水尾天皇』ミネルヴァ書房 二〇〇八年
- (3) 藤井讓治氏・吉岡真之氏監修『後水尾天皇実録』ゆまに書房 二〇〇五年  
※宮内省図書寮編修課編纂『天皇皇族実録』(一九三一～一九四四刊)のうち、『後水尾天皇実録』部分の影印。
- (4) 日下幸男氏『後水尾院の研究』勉誠出版 二〇一七年
- (5) 倉光活文氏『後水尾法皇と隠元禪師』『禅宗』二六四一九一七年  
辻善之助氏『後水尾天皇の禅宗御信仰』『禅宗』四〇三～四〇四 一九二八年  
辻善之助氏『後水尾天皇の御信仰』『日本仏教史八近世編之二』岩波書店 一九五三年  
玉田奈都美氏『後水尾院が帰依した寺院と僧侶』『戒律文化』七 二〇〇九年
- (6) 藤懸静也氏『後水尾院の宸影に就て』『史学雑誌』三六一〇 一九二五年
- (7) 是沢恭二氏『後水尾天皇の御画像』『東京国立博物館研究誌』九八 一九五九年
- (8) 門脇むつみ氏『後水尾天皇時代の宮廷絵画』『天皇の美

術史四 雅の近世、花開く宮廷絵画』吉川弘文館 二〇一七年

(9) 注(3) 参照

(10) 大分県蒲江町「相国寺 金閣寺 銀閣寺 名宝展」展図録 一九九八年

読売新聞大阪本社「大本山 相国寺と金閣・銀閣の名宝」展図録 二〇〇四年

(11) 相国寺承天閣美術館「温故礼讚」展図録(二〇一八年)に簡単な解説を付した

(12) 大阪青山歴史博物館所蔵「後水尾天皇画像」後水尾天皇宸翰和歌賛

泉涌寺所蔵「後水尾天皇御尊影」堯如法親王筆

同 普明院宮(林丘寺宮) 筆本

同 林丘寺宮筆 真敬法親王賛本

同 長楽寺旧蔵本

同 萬福寺万松院旧蔵本

法常寺所蔵「後水尾天皇像」真敬法親王筆

宮内庁書陵部所蔵「後水尾天皇御画像」尾形光琳筆 久

邇宮本

等、個人蔵本も含め複数確認される。

(13) 袈裟をくるむ布には以下の墨書がある。

後水尾天皇所賜鳳林章長老／金襴法衣九條 壹肩／鳳林

和尚私記曰承応三甲午歳舎十二月廿六日／此金襴法衣并

金襴坐具并段子之包従／太上法皇拝領頂戴 聖恩難勝計者也云云

而令坐具包失所在矣／見鹿苑 周顛誌

(14) 後段御振舞之時、仙洞度々被為成 御着、勅衣之御并度々被成 御掛在 御掛羅於予拝領、寔辱 恩恵、荷 聖

情者也。予即脱白衣、而着 御衣・御掛羅、而奉伸 御禮者也。

(15) 藤元裕二氏「黄檗山萬福寺所蔵・土佐光成筆「後水尾法皇像」について——法皇への追慕 萬福寺と土佐派の伝統」『黄檗文華』一三〇 二〇一〇年

(16) 風早公雄筆 国立歴史民俗博物館所蔵

(17) 是沢恭二氏「後水尾天皇の御画像」『東京国立博物館研究誌』九八 一九五九年

(18) 藤岡大拙氏・秋宗康子氏校訂『相国寺史料』別巻 思文閣出版 一九九七年

『萬年山聯芳録』瑞春院第六世 天啓集仗

(19) 「後西天皇追善般若心経 幸仁親王筆」重要美術品 貞享二年(一六八五) 相国寺蔵 等

(20) 『後水尾院御集』雑雑【二〇六五〜六七】(『私家集大成』内閣文庫本(二〇一・三四六))

鈴木健一著、久保田淳監修『後水尾院御集』(和歌文学

大系六八 明治書院 二〇〇三年)

なお、「時ありて」歌は「風のしからみ」(安永二年・一

相国寺所蔵「後水尾天皇像 幸仁親王筆」について

七七三)で土佐光起の描いた御影の着賛歌とあり、石上宣統『卯花園漫録』(文化六年・一八〇六)では辞世の和歌とされる。

(21) 「御落筋規式」の項

(22) 相国寺塔之柱立也夜中寅刻之柱立也満山有風経也

(23) 相国寺塔婆本尊大日如来安座 大仏師左京法眼来、令入仏也 午刻有諷経

(24) 自 仙洞被 仰付、寶篋印陀羅尼經一卷被 出、相国寺之塔中江御籠被 成度 勅命、各令相談、箱之様子可申上之 仰也

(25) 晴天、斎了、赴慈照院而逢暁東堂、自 仙洞被 仰出、寶篋印陀羅尼經之古筆一卷、相国寺塔婆江御籠可被成之 仰之事、相談可仕之 仰故、「相對」令相談也

(26) 相国寺藏。『仙洞讖法并陸座拈香入室記』と合綴

(27) 太上天皇承応二年春之季撰地就東京相国承天禪寺西邊之地、建造三層宝塔内納落御剃髮玉齒落又後光明院御髮之毛髮、又納三粒舍利宝篋院陀羅尼經云々

(28) 夕食以後赴勸修寺黄門公當年之初也来年禁裏新造以故御殿一字拝領仕相国寺方丈致造宮之望為談合

(29) 自 仙洞、御殿拝領、相国寺之方丈造宮之訴訟相調也 禁中臺屋拝領也

(30) 今日 禁中御殿共拝領之方々仁江被相渡御殿也相国寺拝領亦今日相請取也

(31) 寛文六丙午年 後水尾院太上天法皇為金剛壽院尊儀追薦崇壽院御再興開山塔也

(32) 藤井讓治氏・吉岡真之氏監修「後水尾天皇実録」ゆまに書房 二〇〇五年

寛文七年三月廿三日伝聞今日相国寺祖師堂之供養二候是ハ故式部卿宮薨御之後法皇御愁歎不已之餘令建彼堂給也仍テ今日為勅会被修之二候

(33) 拙稿「後水尾院「圓明」「金剛壽院」「美術フォーラム 21」四〇・二〇一九年

(34) 十二月七日、瑞春和尚、預以竹内三品惟庸卿、所奏達于仙洞之 後水尾院尊像勅賛、出来拝領、則刻、山中諸老於函丈拝覽

同、上方慈照和尚、詣竹内亭、被述 勅賛謝詞  
同十二日、為 勅賛御禮竹内亭迄、瑞春和尚、献上物両種持參

(35) 「參暖寮日記」に確認できる回忌法要は、以下、元禄六(一六九三)年八月十九日(平年御忌)、元禄九(一六九六)年八月十九日(十七回御忌)、宝永元(一七〇四)年八月十九日(二十五回御忌)、正徳二(一七一二)年八月十九日(三十三回御忌)、享保十四(一七二九)年八月十九日(五十年遠御忌)、安永八(一七七九)年八月十九日(一百年遠御忌) 文政十二(一八二九)年八月十七日(一百五十年遠忌)である。

(36) 冷泉為人監修『寛永文化のネットワーク』思文閣出版

一九九八年

(37) 宝鏡寺宮他界廿六歳也仙壽院久嶽理昌尊靈

(38) 齋了前住衆西堂評定衆相留而真如寺法堂之修造大工之評議有之

(39) 四日晴天真如寺之法堂今度從 仙洞御建立故供養今日有

之也真如寺之輪番之當住之西堂者雪峰雷西堂也相国寺在寺一山請待也

(40) 真如寺ご住職、江上正道氏のご指摘による。ここに記して御礼申し上げます。

〔謝辞〕

総本山御寺泉涌寺心照殿学芸員西谷功氏をはじめ、貴重な作品の閲覧をご許可いただきました方々に、厚く御礼申し上げます。

(ほんだ・じゅんこ 相国寺承天閣美術館学芸員)